

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1 入国・在留制度の緩和								
031061	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	出入国管理及び難民認定法第2条第2第3項	在留期間を10年に引き上げ	<p>在留期間は、一定の期間ごとに我が国に在留する外国人の在留状況、在留の必要性・相当性等を確認する必要があることから定められているものであり、個々の外国人の在留期間の決定に当たっては、在留の目的、滞在予定期間、契約期間、身分・地位の安定度、在留状況の点検の必要性等を考慮することとしています。</p> <p>出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、外交、公用、高度専門職2号及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えることができないと規定を設けていますが、当該規定の改正により導入された新たな在留管理制度において法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することができるようになったことを受けて、改正前の人管法では、在留期間の上限は原則3年とされていたものを5年に延長したものです。</p> <p>現状において、この上限を更に延長するだけの合理的理由は認められず、御提案は受け入れられません。</p> <p>なお、許可された在留期間を超えて我が国に滞在しようとする場合は、在留期間の更新の許可の申請を行うことができ、申請者に引き続き在留を認めることが適当と認められるときには、これを許可することとしています。</p>	-	-	-
031063	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	・出入国管理及び難民認定法第22条第2項 ・永住許可に関するガイドライン	永住許可に必要な在留年数を通算できるように(一度日本を離れてもリセットされないよう)変更	<p>出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合すると認めるとき」への適合性については、申請人の在留状況を総合的に勘案して判断されるものですが、永住許可に関する予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許可に関するガイドライン」として公表しています。</p> <p>同ガイドラインの中で、在留期間については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」としており、継続して10年以上在留していることを基本としています。永住許可は上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであり、一旦、出国した場合であっても、これまでの在留状況を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直接当てはまらなくとも永住を許可する事例があります。</p>	-	-	-
046070	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み 温泉・食と医療の融合国際拠点	・出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び別表第1の4 ・同法施行規則第19条第5項第1号	一箇に留学生在が認められている労働時間の週28時間を超えて飲食店での活動、観光ガイド業を行うことの許可。	<p>資格外活動の許可は、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格に属しない就労活動を例外的に認めるものです。</p> <p>留学生については、留学中の学費等の必要経費を補う目的のアルバイト活動のため留学期間中の包括許可については、週28時間以内(教育機関の長期休業期間中は、1日8時間以内)の資格外活動について許可しているところ、この範囲外の活動について個別に許可の申請があったときは、以下の要件を満たす限りにおいて許可しており、既に対応しています。すなわち、本来の在留活動の進行が阻害されることなく、①活動の目的が本邦留学中の学費等の必要経費を補うものであること、②申請に係る活動が語学教師、通訳、翻訳、家庭教師等、申請者の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること、が確認できれば、活動を行う機関の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で資格外活動について許可しています。</p>	-	-	-
057020	株式会社COAST NPO法人沖縄新事業支援機構 Super Yacht Logistics 株式会社エフ・クレスト	「スーパーヨット特区」を軸とした地域振興	船舶法第3条 関税法第15条 出入国管理及び難民認定法 第57条	<p>2-1. 入国法規準拠の手続きを迅速且つワンストップ化 外国籍のスーパーヨット等が日本国内において容易に入国・運行することが出来るように、全ての必要入国法規準拠の手続きを迅速・簡易にして、重複作業の軽減とワンストップ化を検討するとともに、それを周知する体制を整える。</p> <p>2-2. クルージングパーミット制度の導入 個人所有船舶(貨物船は除く)が入国後日本国内を一定期間、開港、不開港を問わず自由に航行出来るクルージングパーミット制度の導入を検討するとともにそれを周知する体制を整える。 ※クルージングパーミット制度は米国等でも導入されている制度で、日本に導入することでスーパーヨットによる経済効果が島嶼地域にも及び、離島振興対策が可能。</p>	<p>2-1. 入管法第57条第1項により、乗員及び乗客に関する事項の事前報告を義務づけているが、これは、我が国に入国しようとする者に関する情報をあらかじめ入手して入国管理局が保有する要注目人物リストと照合し、テロリスト等であることが判明した、あるいは、その疑いがある外国人が上陸申請をする前に上陸審査・査問・検閲等を経る準備を完了し、入国等の規制をより適切に行うことが可能となっているところ、厳格な入国審査を行うためには不可欠であり、免除、省略することは適当ではない。</p> <p>なお、当該手続をシステム(NACCS:輸出入・港湾関連情報処理システム)を利用して行う場合には、入港時に一回の入力・送信で関係行政機関に対する入出港手続を可能としており、重複入力の手間が省略されている。</p>	-	-	-
099020	特特区ビジネスコンサルティング	外国人活用特区	労働基準法第32条、第36条 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成10年労働省告示第154号)	<p>・農業分野の労働規制の合理化 一特区内では、労働者の合意を得、かつ健康面に配慮した上で、農業分野の繁忙期に選んだ労働時間規制など、ルールを設定を行う。 ・現状では、農業で外国人技能実習生を受け入れる場合、他産業に準拠した週40時間労働などが求められる</p>	<p>農業分野の労働時間規制については、当省で所管するものではない。</p> <p>なお、現行の専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えている。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
2 在留資格「高度専門職」の基準緩和								
048110	広島県	広島県ビッグデータ・ネットワーク創造・活用特区	・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の表の項の中欄イ及びロ ・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件	ポイント付与の対象となる「イノベーションを促進するための支援措置」として各府省庁関係の支援措置が列挙されているが、広島県の創業・イノベーション創出に係る事業等による支援措置を追加 例) ひろしまイノベーション推進機構による出資 ひろしま医療関連産業創出支援事業費補助金 等	高度人材ポイント制においては、所属機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして、法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けている場合や、補助金の交付その他の支援措置を受けている場合は、ポイントが特別加算されます。これは、同制度が、我が国の経済成長に資することが期待される高度人材の受入れ促進を目的とするものであることから、当該人材が活動を行う所属機関がイノベーションの創出の促進に資する措置等を受けている場合にもポイントを付与することとしたものです。 御提案の支援措置を特別加算の対象に追加することについては、当該措置がこのような制度の趣旨に合致しているか、また、地方公共団体による当該企業等の認定の仕組み等を踏まえて具体的に検討を要するものであり、特区対象である地方公共団体による支援措置であることを直ちに特別加算の対象とすることは困難です。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討の上回答させていただきます。	例として挙げさせていただいた支援措置は、単に特区対象である地方公共団体による支援措置であるからではなく、イノベーションの創出の促進に資する支援措置であることから、高度人材ポイント制の特別加算の対象への追加をお願いするものです。特別加算の対象とするには具体的な検討を要することですが、制度の趣旨に合致しているかの判断基準や要件があればお示しいただき、本県のイノベーション創出に係る個々の支援措置等が対象となるかの検討をお願いいたします。合わせて当該検討のスケジュールの提示をお願いいたします。	高度人材ポイント制は、我が国の経済成長等に貢献することが期待される高度な能力・資質を有する外国人の受入れを促進することを目的とする制度であり、ポイント評価における特別加算として、政府からイノベーションを促進するための支援措置を受けている機関で就労する場合に、一定のポイントを付与しています。 また、本制度におけるイノベーションの創出とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第68号)第2条第5号に規定する「イノベーションの創出」の定義に基づき、①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入、⑤新たな経営管理方法の導入、のいずれかによって新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出するものを対象としています。 御提案の支援措置を特別加算の対象に追加することについては、前回答したとおり、当該措置がこのような制度の趣旨に合致するものであるかを検討する必要があるとともに、地方公共団体による支援対象企業等の認定の仕組み等を精査する必要があります。これらの点については支援措置を実際に所管する提案主体から具体的な説明をいただく必要があります。 従って、お尋ねのスケジュールについても、当該説明をいただいてから判断していくものと考えます。
048120	広島県	広島県ビッグデータ・ネットワーク創造・活用特区	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第2号、別表第2	高度人材における入国帯同型以外において家事使用人を雇用する場合、「申請人以外に家事使用人を雇用していないものに職」とされているが、複数人を雇用し交代で勤務することを可能とする。 また、報酬要件が「月額20万円以上」とされているが、この場合において、雇用している使用人の合計額とする。	御提案の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、仮に、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める第二号に基づき雇用する家事使用人に対して定められた要件未満の報酬を支払う場合、当該家事使用人が他の就労活動に従事するおそれがあることから、適切な在留管理も困難となると、高度人材に対して家事使用人の雇用を特例的に認めない制度の趣旨に反することになるため、御提案は受け入れられません。	-	-	-
-	愛媛県今治市	産業人材としての外国人の受け入れ促進	出入国管理及び難民認定法	在留資格「高度専門職」の要件に、製造業やスポーツ分野の活動を追加	「高度専門職」は、出入国管理及び難民認定法別表第一の一の表「教授」の項から「報道」の項まで又は第一の二の表「経営・管理」から「技能」の項までの在留資格に該当する外国人のうち、我が国の学術研究や経済発展に寄与することが見込まれる高度な能力・資質を有する外国人の受入れ促進のために設けられたものであり、高度専門職1号イ、ロ、ハに該当する活動は、それらに在留資格に相当する活動と重複している。 したがって、製造業やスポーツ分野の活動を行う外国人であっても、それらに在留資格に該当する活動を行い、かつ、ポイント基準等を満たす場合には、「高度専門職」と認定され得るものであり、上記分野の受入れを排除するものではない。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
3 在留資格「経営・管理」に係る特例の活用								
048070	広島県	広島県ビッグデータハブ創造・活用特区	国家戦略特別区域法第16条の4	創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準を緩和	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)において、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を創設していることから、現行制度で対応可能である。活用にあたっては、内閣府地方創生推進事務局に相談されたい。	-	-	-
-	愛媛県 今治市	産業人材としての外国人の受け入れ促進	国家戦略特別区域法	創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準を緩和	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)において、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を創設していることから、現行制度で対応可能である。活用にあたっては、内閣府地方創生推進事務局に相談されたい。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
4 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可範囲の明確化								
050010	一般社団法人 福岡県中小企業経営者協会連合会 一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会	地域成長戦略実現にむけた人材不足の解消 「産学官連携」による管理体制の整備と外国人留学生の就労ビザ(技術・人文知識・国際業務)適用範囲緩和	入出国管理及び難民認定法 別表第一の二(技術・人文知識・国際業務関係)	サービス業を始め現在、外国人の就労が認められていない分野で、福岡県産業人材振興センター(仮)で在留資格の推薦基準を策定することにより、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可範囲を明確化する。 【想定するケース】 ○ビジネス専門学校留学生が、居酒屋に就職する 一ホール・調理・店長補佐・店長等どのレベルの仕事なら在留資格が可能なか同センターにて推薦基準を策定する。この推薦基準に則り、入国管理局が在留を許可する。 ○日本語専門学校留学生が、コンビニエンスストアへ就職する 一コンビニエンスストアでどのような地域でこういった業務レベルの仕事なら在留資格が可能なか同センターにて推薦基準を策定する。この推薦基準に則り、入国管理局が在留を許可する。	サービス業であっても、申請人が大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けている場合、又は本邦の専修学校の専門課程を修了し、専門士又は高度専門士の称号を得ている場合であって、その知識を必要とする業務に従事するときは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就労が認められる場合があります。 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可範囲については、当省としても従来から明確化に努めており、既に当省ホームページにおいて考え方や許可事例等を公表しているところ、更なる不透明点があれば、それを踏まえて、引き続き当省において明確化を図っていくことが適当であると考えています。 なお、本邦で従事しようとする活動が、入管法に規定される在留資格に該当するものであるか否かは、全国一律に判断すべきものと考えます。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
5 在留資格「企業内転勤」に係る国外勤務要件の撤廃								
031062	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の「企業内転勤」の項	「企業内転勤」の転勤前の外国における勤務期間の要件を撤廃	<p>在留資格「企業内転勤」の要件の一つとして、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において、法別表第1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事務所のある公私の機関の本部にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を含まない期間）が継続して1年以上あること」としています。これは、外国人を我が国に入国させること自体を目的として外国人を新規に雇用等することを防止するための観点から定めているものであって、当該期間を縮小することは困難です。</p> <p>一方で、「企業内転勤」に該当する活動は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」と同様であり、転勤により我が国に入国・在留しようとする場合であっても、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る要件を満たせば、同在留資格による入国・在留が可能です。</p> <p>この点、総合規制改革会議の第3次答申（平成15年12月22日）において、海外からの外国人転勤者に関する在留資格周知を求められたことから、許可し得る在留資格の関係、要件等についてホームページに掲載し、周知を図っています。</p> <p>なお、同答申及び規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、いずれの在留資格に係る要件も満たさない具体例について、経済団体等を通じて調査を行なったところ、具体例の提示はなく、制度の見直しは必要ないとされた経緯があります。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
6 在留資格「技能」に係る対象範囲の拡大								
099010	戦略区ビジネスコンサルティング	外国人活用特区	出入国管理及び難民認定法 別表第一の二 二	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野での外国人就労資格を追加し（「技能」、農業技術を有する外国人の一定期間（3か月から3年程度）の就業を認めるようにする。 ・漁業分野での外国人の就労資格を追加し（「技能」、漁業技術を有する外国人の一定期間（3年を限度に）の就業を認めるようにする。 	<p>現行の専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えています。</p> <p>なお、農業分野の外国人材については、特例措置を設ける必要性について、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとされています（平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」）。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
7 在留資格「特定活動」に係る許可要件の緩和等								
046021	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み温泉・食と医療の融合国際拠点	・出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、第21条第3項及び別表第1の5 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第3条及び別表第2 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第二号の規定に基づき同別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第25号	医療滞在ビザで本邦に入国し、健診を受けた結果異常が見つかり、入院加療を必要としないが90日を超えて遠隔治療が必要となった場合、在留期間の更新を許可する。	治療等の目的のため医療滞在ビザで本邦に入国後、その期間内に治療等が終了しない場合や健診の結果、病気が発見され我が国での治療が必要であるが当初の受入日数では治療が終わらないといった場合等特段の事情が認められる場合には、入院の有無にかかわらず、現在でも、医師からの診断書や滞在中の経費を支弁できることの立証資料等の提出を求めた上で在留期間の更新をすることも可能である。	—	—	—
046022	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み温泉・食と医療の融合国際拠点	・出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第3条及び別表第2	現地での健診結果等から90日を超える遠隔治療が必要であると認められ、医療滞在ビザで本邦に入国する場合には、病外的に滞在期間を180日とするビザの発給を認める。	治療等の目的のため医療滞在ビザで本邦に入国後、その期間内に治療等が終了しない場合等特段の事情が認められる場合には、入院の有無にかかわらず、現在でも、医師からの診断書や滞在中の経費を支弁できることの立証資料等の提出を求めた上で在留期間更新を許可しているところであり、現行制度においても、必要に応じ90日以上滞在は可能である。	—	—	—
046023	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み温泉・食と医療の融合国際拠点	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第二号の規定に基づき同別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第26号	医療滞在ビザで入国する者の多くは、専属的な世話を併い入国することが想定されるため、報酬を支払われている世話人であっても在留を許可する。	医療滞在制度に係る措置は、国際医療交流の促進のため、長期間の医療を受ける者及びその付添人の入国・在留を認めるものであり、それ以外の就労活動を認めることを目的としているわけではないため、報酬を支払われている世話人の在留を許可することはできない。	—	—	—
048130	広島県	広島県ビッグデータハブ創造・活用特区	国家戦略特別区域法第16条の3	特区において、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供するため、報酬を支払われる外国人の入国・在留を可能化	平成27年9月、国家戦略特別区域における特例措置として、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」が創設されており、御提案に沿う制度が既に設けられています。	—	—	—

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
B 新たな在留資格の創設								
066010	学研ココファンホールディングス	在留外国人の有資格者の就労支援	出入国管理及び難民認定法 別表第一	保育士資格を有する外国人が国内で保育士として働けるよう、保育士の在留資格を創設する。	現状保育士の資格によって就労できる在留資格はありません。保育士の確保については、国内の人材確保対策を充実・強化していくことを基本としており、御提案に対応することは困難です。	-	-	-
078080	秋田県大湯村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	出入国管理及び難民認定法	農作業についても、帰国した際にはその農業技術の伝承につながることから、就労ビザの発行を行う。	御提案については、国家戦略特区WGIにおける議論を受けて、農業分野の外国人材については、特例措置を設ける必要性について、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとされています(平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」)。	-	-	-

05【法務省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
080010	特特区ビジネスコンサルティング	クールジャパンに関わる外国人材の就労解禁	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法第2条の2 ・同 別表第一の二 二 ・出入国管理及び難民認定法第27条、第28条 	<ul style="list-style-type: none"> ・食、ファッション、美容、デザイン、おもてなしを重視した接客業といったクールジャパンにかかわる分野について、日本国内の関連する専門学校を卒業した外国人、若しくは接客検定に合格した外国人が、一定期間、調理業、美容業、服飾業、デザイン業、接客業等で働きながら修行することを可能とする在留資格を整備する。 ・滞在期間は、基本的な修行期間としての「3年」に、分野ごとに必要な期間を加えた期間とし、その後は、帰国して海外への普及を行っていただく。 ・特区で限定的に実施する。 ・制度を悪用した外国人の在留などが生じることが防げるため、就業できる店舗等は信頼性の高いところ限定し、自治体の関与等の十分なチェック体制を設ける。 ・外国人就労ビザの申請において、上場企業や中小企業など、企業規模にとらわれないことなく申請に必要な書類を統一して、わかりやすい手続きを定める。 ・入国管理局および労働基準監督署の就労状況の定期調査といった業務を民間に委託する。 	<p>各府省庁からの検討要請に対する回答</p> <p>(1)クールジャパン 現行においても、クールジャパンにかかわる分野において、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、当該業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して我が国の専修学校の専門課程を修了し、専門士又は高度専門士の称号を得ているときは、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格によって就労が可能です。 具体的な許可事例については、当省ホームページにおいて公表している事例等の充実を図ることとしたいと考えています。</p> <p>これらに該当しない外国人材の受入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」改訂2015に依り「国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府権限的に検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>なお、平成28年5月27日に成立した改正国家戦略特区法の附則第2条において、クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、外国人の専門的知識・技能の習得やそれに基づいた就労の機会の実現を図る具体的な方策について、法律の施行後一年以内を目途として検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるとされているところ。</p> <p>(2)申請書類 上場企業については、公表資料等により当該企業の活動実態が明らかとなっていることを踏まえて、提出書類の一部簡素化を行っているものであり、他の企業と取扱いが異なることには合理性が認められるものと考えています。</p> <p>(3)民間委託 入管法に基づく在留者の管理に係る各種審査・調査は、①当該外国人の出入国記録、在留資格関係申請記録等の機微な個人情報へのアクセスが必須であること、②入管法違反容疑の事実を立証するための専門的能力が求められること、③調査の過程において、裁判所から許可状を得て強制調査により事業所へ立ち入る等の臨検、捜査及び押収が必要となる事案があること、④身柄の拘束など重く公権力の行使が必要となる場面があることなどから、民間委託の対象とすることは困難です。</p> <p>また、「定期調査」は臨検等を指しているとのことですが、労働基準監督官は、労働基準関係法令違反の疑いのある事業場に対して、迅速に権限を行使して必要な調査を行うものであり、また臨検等については罰則をもってその強制力が担保されています。そのため、臨検の拒否、尋問に対する不協定や虚偽陳述、帳簿の不提出や虚偽記載機簿の提示等に対しては、即座に司法警察権限を行使することも可能です。</p> <p>事業主が法令違反の事実を隠匿する意思をもって臨検等を妨げた場合等に、迅速かつ的確に対応することができないため、臨検等の権限を民間委託することは出来ません。</p>	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
9 不動産登記簿等の閲覧に係る申請手続の簡素化								
059120	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学 5. 崇城大学	地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉	不動産登記法(第119条第2項)・・・登記事項証明書の交付等 不動産登記規則(第193条第1項)・・・登記事項証明書の交付の請求情報等 不動産登記規則(第194条第1項)・・・登記事項証明書等の交付の請求の方法等	森林施業を目的とする土地所有者の確認のための登記簿等の閲覧に限り、申請手続を省略化する。	所有者の確認については、コンピュータシステムの導入により、登記簿の閲覧に代わる制度(不動産の登記事項要約書(登記記録に登録されている事項の概要を記載した書面)の請求)によって行っていると思われるところ。当該要約書の請求は対象の土地や建物を管轄する登記所の窓口において行う必要があり(不動産登記法(平成16年法律第123号第119条第2項))、その申請手続を省力化したとしても効率化にはならない。 一方、平成12年度からインターネットを使用して自宅や事務所のパソコンで登記記録や地図等の内容を閲覧することができる登記情報提供サービス(電子通届)による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)が開発されているところ。同サービスでは、登記所の窓口に行かなくてもよいだけでなく、最新の登記事項の全てを閲覧ことができ、かつ、登記事項要約書と比べ手数料も大幅に安価となっている(1件につき397円(登記情報提供サービスのホームページ参照))ことから、同サービスを利用することにより、確認作業の大幅な省力化・効率化を図ることができると思われる。 参考：登記情報提供サービス http://www1.touki.or.jp	-	-	-
10 区分所有建物の建替え決議要件の緩和								
074010	森ビル株式会社	建物区分所有法における建替え決議要件の変更	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	区分所有建物の建替え決議について、建物区分所有法第62条中「区分所有者及び議決権の各3分の4以上の賛成を必要とする要件を見直し、都市再生法に基づく総合設立要件と同様の「区分所有者及び議決権の各3分の2以上」の賛成を要件と変更する。	区分所有法は、一種の建物を区分してその各部分を所有権の目的とした場合について、建物及びその敷地の共同管理等について、私人である区分所有者相互間の法律関係を定める法律であり、その性質上、特区による特例を設けることに馴染まない。 区分所有法の建替え決議は、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うこととなるため、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要がある。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければならないが、決議要件を緩和した場合には、そのだけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となる。そのため、区分所有法の建替え決議要件を緩和することは相当ではない。 なお、決議に賛成しなかった区分所有者について、その区分所有権の時価での買取りが予定されているとしても、その意思に反して区分所有権を失うこととなる以上、多数決要件に厳格性が求められることには変わりはないし、決議要件を緩和した場合における建替え事業への影響についても、区分所有法があらゆる区分所有建物に適用される以上、デベロッパーが積極的に関与する区分所有建物ののみを想定すれば足りるというものではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討の上回答されたい。	国家戦略特区基本方針では、「居住環境を含め、世界と競える国際都市の形成」等をスピード感と実行力を持って取組むことを重要としている。建物区分所有法における建替え決議要件を見直すことは、都市再生のさらなるスピードアップに資するものであり、特区による特例を設けるべきものと考ええる。建替えに要する社会的・経済的コストの実質は、反対者からの買取りのために一時的な資金手当てを要するいうに過ぎず、その後の売却によって回収されるべきものであり、総体としてのコストが増加するものではない。また、特区の特例は認定を受けた事業について適用されるものであり、あらゆる区分所有建物への適用を想定する必要はないと考ええる。	既に回答に記載したとおりであるが、単に建替えの決議要件を緩和することによって、建替えが直ちに促進される関係にあるわけではなく、むしろ決議要件の緩和が建替えの障害になる可能性も否定できないのであって、その見直しは都市再生の更なるスピードアップに資するものとは必ずしもいえないと考えられます。更に、建替え後の区分所有建物の一部売却がされ、建替えに参加しない区分所有者からの買取り資金が将来回収されるか否かは個々の建替えによって異なり、確実に資金の回収が担保されるものではないし、区分所有法の決議により行う建替えは、区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば全員同意を要するものであるところ、建替え決議に賛成しなかった区分所有者の意思に反して区分所有権を失うことによる以上、多数決要件は厳格である必要があることに変わりはないのであって、このことは、認定を受けた事業についてのみ適用されるということにより直ちに解決されるものではありません。

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
11 借地借家法における賃貸人の更新拒絶・解約申入れに係る正当事由の明文化								
075010	森ビル株式会社	借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由の明文化	借地借家法第28条	借地借家法における正当事由制度について、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発の認可が正当事由に当たったことを明文化する。	借地借家法は、あらゆる借家契約に適用される一般法であり、私人間の法律関係を定める法律であることから、性質上、特区による特例を設けることに馴染まない。 現行の借地借家法のもとでも、耐震補強の必要性等については、正当事由の存否を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されているものと承知している。 なお、提案の趣旨を実現するために、耐震補強等の必要性を正当事由とすること又は正当事由の判断要素として掲げることについては、借地借家法上の正当事由制度が賃貸人と賃借人との間における適切な利害調整を図るものであることから、慎重に検討する必要があると考えられる。	右提案主体からの意見(代替案を含む)を踏まえ、再度検討の上回答された。	国家戦略特区基本方針では、「居住環境を含め、世界と競える国際都市の形成」等をスピード感と実行力を持って取組むことを重要としている。借地借家法の正当事由制度の見直しは、都市再生のさらなるスピードアップに資するものである。また、首都圏直下型地震などの発生が予想されるなど、都市の耐震性の改善の緊急性はますます高まっており、特区による特例を設けるべき時期が到来していると考えられる。 なお代替案として、裁判によらない借家関係の手続きとして、①労働審判に類似する(仮称)借家審判制度の創設、②借家紛争に関する専門部・集中部の創設(裁判所の運用の改善)ということも考えられるため、検討頂きたい。	前段について既に回答に記載したとおりであるが、現行の借地借家法のもとでも、耐震補強の必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されているものと承知しています。また、提案は、建築物の耐震性の確保や円滑な市街地更新の推進を目的とするものと考えられるが、借地借家法の正当事由制度が特定の行政目的を実現するためのものではないことからすると、上記目的の実現のために同制度の要件等を見直すことの相当性についても慎重に検討する必要があります。 後段①についてなお、提案に係る「労働審判に類する(仮称)借家審判制度」の内容が定かではないが、手続に要する時間の短縮からすれば、建物事件(建物の明渡し、引渡し、取返及び毀損に関する登記手続等を請求する事件)の第一審の平均審理期間は3.9月(平成27年の統計)と迅速に行われているものと承知しており、ご提案の審判制度を新たに設ける必要性はないと考えられます。 後段②については、これまで知的財産権事件、行政事件、医事関係事件、建築関係事件などについて、東京、横浜、大阪、名古屋等に専門的、集中的に処理する部を設けるなど専門的処理態勢を採り、適正迅速な事件処理に努めてきているところですが、現時点で、借家紛争に関する事件を専門的、集中的に処理する部は設けてはいないと承知しています。 裁判所における新たな専門部・集中部の設置を含む専門的処理態勢の充実については、適正かつ迅速な裁判を実現するという目的を踏まえ、各庁において、事件動向等も見ながら、その必要性を検討していくものと承知しています。
12 民有地上空におけるドローン飛行の自由化								
078020	秋田県大湯村	(仮)創設100周年へ向かう新たな農業創生特区	電波法27条18、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則2条(特定無線設備) 民法207条 航空法81条、航空法施行規則174条1号イ	【電波法関係】デジタル簡易無線局(登録局)の出力を最大5Wより大きくする(村全体を1～2局でカバーできるようにする。) 【航空法】基本圏場・副圏場と場所が分かっているほか、共同利用等で隣接圏場への移動や、公道(農道)を渡っての飛行が必要であるため、届け出のみで飛行ができるようにする。 【民法】圏場(農地)に限り、他人の所有地の上空は自由に飛行できるようにする。	民法は、私人間の法律関係を規律する一般法であり、その性質上、特区による特例を設けることに馴染まない。 また、一般に、土地の所有権は、当該土地を所有する者の利益の存する限度で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地所有者の利益の存する限度内か否かは、個別の土地の具体的な使用態様を照らして判断すべきものと考えられる。したがって、土地の所有者の許諾を得ることなくドローン等の無人航空機がある土地の上空で飛行させた場合には、その土地の具体的な使用態様に照らして土地所有者の利益の存する限度内でされたものであれば、その行為は土地所有権の侵害に当たると考えられる。 このような考え方は、ドローン等の飛行の対象となる土地が圏場であるか否かに関係なく(妥当)なことから、施肥防除作業等のためにドローン等を圏場上で飛行させる場合には、および当該圏場所有者の所有権侵害行為に当たらず、一律に圏場所有者の承諾を不要とする旨の規律を設けることは困難である。	—	—	—

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
13 公証役場外における定款認証の特例の活用								
048060	広島県	広島県ビッグデータ・バンク創造・活用特区	国家戦略特別区域法第12条の2	公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化	国家戦略特別区域法第8条第2項第2号に規定する特定事業として公証人役場外定款認証事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、公証人は、公証人法第18条第2項本文の規定にかかわらず、当該区域計画に定められた場所において、定款の認証に關する職務を行うことができることとされている(国家戦略特別区域法第12条の2)。	-	-	-
14 ワンストップセンターの設置								
048050	広島県	広島県ビッグデータ・バンク創造・活用特区	国家戦略特別区域法	外国人を含めた企業・開業支援のため、登記、税務、年金、提案認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約、相談を含めた総合的な支援を実施。	ワンストップセンターは、国家戦略特別区域法第36条の2に基づき、国家戦略特別区域内に設置されるものです。今後、区域ごとに設置される国家戦略特別区域会議での意見を踏まえ、設置を検討してまいります。	-	-	-